

全 40 件

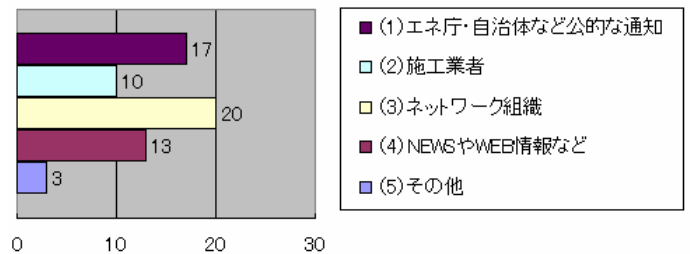
●問1. 「みなし認定移行手続き」について知っていましたか？

- (1) 知っていた 39
- (2) 知らなかった 1

●問2. 問1. で「(1) 知っている」と答えた方にお聞きします。「みなし認定移行手続き」について、どのように知りましたか？ <複数回答可>

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁（以下、エネ庁）や自治体など公的機関からの通知 17
- (2) 施工業者からの連絡 10
- (3) ネットワーク組織からの情報 20
- (4) ニュースやウェブ情報など 13
- (5) そのほか 3

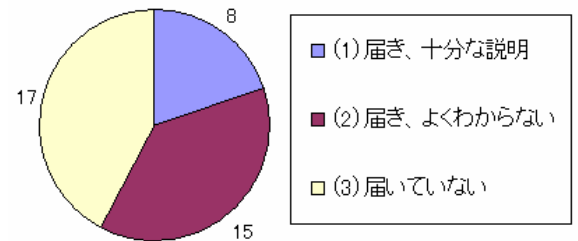
問2 「みなし認定移行手続き」どのように知ったか(複数回答可)



◆問2補足. 上記で「(5) そのほか」と答えた方は、具体的にどのような手段でしたか？

- ・生活クラブ連合会からの情報
- ・他団体主催の説明会に参加して知った
- ・知合いから

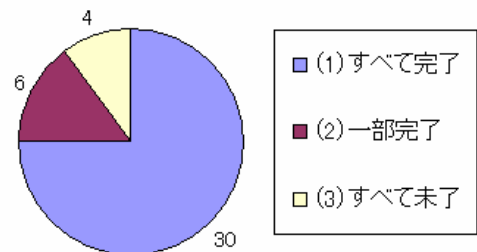
問3 (はがきやメールでFIT法改正の周知、届いているか)



●問3. エネ庁は、はがきやメールでFIT法改正の周知を図っているとのこと。届いていますか？

- (1) 通知が届き十分な説明だった 8
- (2) 通知は届いたがよくわからなかった 15
- (3) 通知は届いていない 17

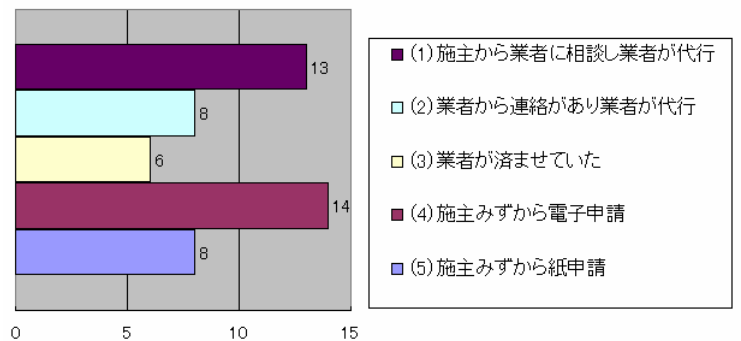
問4 「みなし認定移行手続き」完了しているか



●問4. 問1. で「(1) 知っている」と答えた方にお聞きします。「みなし認定移行手続き」は完了していますか？

- (1) すべての発電設備（＝発電所）の手続きが完了した 30
- (2) 一部の発電設備の手続きが完了した 6
- (3) すべての発電設備について手続きは完了していない 4

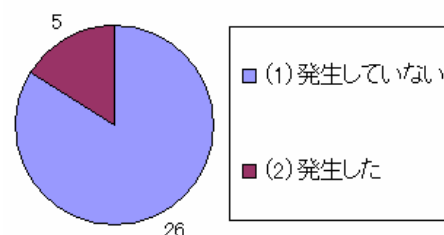
問5 「みなし認定移行手続き」どのように行ったか(複数回答可)



●問5. 問4で(1)または(2)を選択した方にお聞きします。「みなし認定移行手続き」は、どのように行いましたか？<複数回答可>

- (1) 発電設備設置者（施主）から施工業者に相談し施工業者が手続きを代行した 13
- (2) 施工業者から連絡があり施工業者が手続きを代行した 8
- (3) 施工業者が自主的に行い済ませていた 6
- (4) 施主がみずから電子申請を行った 14
- (5) 施主がみずから紙申請を行った 8

問6 手続き費用発生したか



●問6. 問5. で(1)～(3)を選択した方に伺います。手続きのために費用は発生しましたか？

- (1) 費用は発生していない 26
- (2) 費用は発生した 5

(次ページへ)

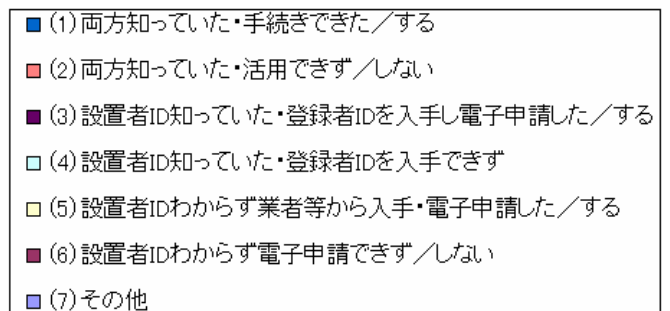
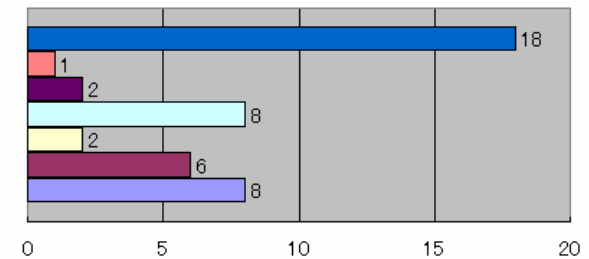
◆問6補足. 上記で(2)と答えた方は、発生した金額はいくらでしたか？

- ・1ヶ所1,000円
- ・1件につき5000円(49.6kWと10.03kW)
- ・印鑑証明代
- ・5400円(2件)

●問7. エネ庁は「みなし認定移行手続き」を
施主が電子申請で行うことを通知していますが、
登録者IDまたは設置者IDを知って
いましたか？ <複数回答可>

- (1) 登録者IDと設置者ID両方とも
知っており手続きできた/する 18
- (2) 両方とも知っていたが活用でき
なかった/していない 1
- (3) 設置者IDを知っており登録者IDを
入手し、電子申請した/する 2
- (4) 設置者IDを知っていたが登録者IDを
入手できなかった 8
- (5) 設置者IDがわからず、今回施工業者等
から入手し、電子申請した/する 2
- (6) 設置者IDがわからず、電子申請は
できなかった/していない 6
- (7) そのほか 8

問7 登録者IDまたは設置者IDを知っていたか(複数回答可)



◆問7補足. 上記で「(7) そのほか」と答えた
方は、具体的に状況をお答えください(自由記述)

- ・PV-Netの田中氏から教えてもらった。
- ・IDは施工業者だけが知っていました。(申請手続き等をすべて任せていた発電事業者はIDを知りませんでした) 手続を任せるにしてもIDは発電事業者として知っておかなければならないと今回のことで改めて思いました。
- ・紙による申請を準備中
- ・施工業者へ代行を依頼したが、登録者ID. 設置者IDは施工業者任せで知らなかった。
- ・まだ一部だが、施工業者に手続を依頼して移行手続き完了を報告してもらうようにしている。設備ID、設置者用ログインIDが報告されてきている。
- ・申請のため設置者IDを入手して申請作業に取り掛かかき、不明な内容について施工業者に問い合わせた所、施行業者の方で申請作業中であったので、そのまま任せた。
- ・すべて施工業者が行ったため、施主が電子申請を行う必要がなかった

●最後に「みなし認定移行手続き」について、わからないことや
困っていることがありましたら、お書きください。

(回答別掲)

(回答者名・団体名とメールアドレス等は省略)

●「みなし認定移行手続き」について、わからないことや困っていることがありましたら、お書きください。

- ・これから「設備ID」を工務店に確認する予定だが、ソーラー設置時の各種対応が鈍かった経緯があり、適切に対応してくれるかどうか不安である。
- ・手続き自体は設置業者にわかるところまで記入したFAXを送って電子申請をしてもらった。別の問題だが、IDとパスワードを使用しての発電実績、売電料金の把握がうまくできなくて困っている。設置業者は電子申請を完了したとのことなので近々問い合わせる予定。
- ・多摩電力から紙申請しましたが、先方から何の連絡もないのですが待っていればよいのでしょうか。次のやるべきことが不明でふあんです。
- ・紙ベースの代行申請は8月初旬に提出したが、現在の状況が全く分からない。（問い合わせをしたところ、審査完了とはなっていないことだけしかわからなかった。提出済みであれば問題ないという言葉はもらった。）
- ・問5につきましては、関連会社の(株)生活クラブエナジーが対応しました。
- ・経産省からお知らせのメール、ハガキどちらも届きませんでした。
（施工業者からののはじめの連絡は通知が届いてないかの問い合わせでした）当会の場合、施工業者が手続きが必要なことを教えてくれ、申請手続きを任せることができたからよかったです。経産省のお知らせが届かない場合、手続きを知らないままの方もいると思います。このアンケートは手続の周知とともに内容の理解にもつながると思いました。ありがとうございました。
- ・資源エネルギー庁のホームページを見ているが不明な点が多く、ひとつひとつ自分で資料を探し、確認しながら作成している。資源エネルギー庁の担当の電話は何度かけても、全くつながらず（順番待ちのアナウンスのあとすぐに切れてしまう）、結局、自分なりの解釈で作成し、代行提出依頼書に記入した発電事業計画書[みなし認定用]添付して提出することにしました。
紙申請をしたあと、どうなっているか全く解らない。
発電事業者（主体）と設置工事を行った事業者のどちらが行うのかの明確な指示がないため、ダブル申請を行っている可能性がある。
- ・事業計画の遵守事項に他法令遵守があり、特に電気事業法の絡みでJIS規格との関係性も頻繁に代わりフォローするのが困難
手続き自体は迅速に行ったが、申請後に資源エネルギー庁からの認定が下りてくるまでの時間が長すぎるため、発電事業の開始を遅らせることになってしまった。
- ・個人の家に設置した太陽光発電設備については、設置した業者が倒産して連絡ができず、困っている。
最初、設置業者から連絡はあったが何のことか分かるような説明がなく、不要な人もいただけ書いてあったので放っておいた。
資源エネルギー庁に電話してもつながらない。
東電に電話しても、最初は手続き不要と言われました。おかしいので、再度電話したら、資源エネルギー庁へ聞けの一点張り。
最終的に設置業者に電話して方法等を教えてもらったので近々書類送付予定。
困っていると言うより、何でこんなことをという感じ。
接続契約先は、契約時は東京電力だったが、現在は分社化されている。接続契約は、パワーグリッドが引継いでいると思ったが、東電からの引き継ぎの説明等来ていないので、よくわからなかった。登録者IDまたは設置者IDがわからなかったので、我々施主が電子申請で済ますところに至らず、施工業者との関係でそれぞれの対応をして煩わしい面があった。

（次ページへ）

(前ページから続く)

- ・今回新たに「太陽電池の合計出力」の項目が追加されましたが、みなし認定移行手続き時に「太陽電池の合計出力」の項目へ、間違っ「発電出力」の値を入れてしまったまま認定が下りてしまった案件があります。

4月に入力して早々に間違いに気づいたため、電話でJPEAに問い合わせしましたが、「一度登録すると修正できないので、不備の照会があるか、認定が下りてから修正するように」との指導でした。ところが、8月31日のFIT法改正で「太陽電池の合計出力」の変更は調達価格が見直しされるようになってしまったため、現時点で変更認定申請をすると調達価格が変わってしまう事態となっています。

単純な入力ミスであり、パネルの規格や枚数の変更は無く、当初の設備認定どおりの事業であって、数年前から稼動しているもので、事後にパネル増設したものではないにも関わらず、一律に調達価格の見直しに該当してしまうシステムになっているわけです。

法改正の本来の趣旨は、すでに稼動済みの売電単価の高い発電所に事後的にパネル増設が行われ、制度のスキを突いた事業者が利益を追求したことにより、認定時に予期しなかった国民負担の増大を防ぐための措置のほうです。

今回のケースは、入力時の人為的なミスが無ければ問題ないはずでしたが、はばからず申し上げれば、システム側で誤入力のチェックがかかれば防げるものかと思えます（入力エラーになったり、審査のときに電卓をたたけば数字が合わないことは分かります）。

電力会社からも、調達価格変更の可能性があるなら、認定の内容が修正されるまで、連系は出来ないと言われ、大変苦慮しています。

《JPEA代行申請センターからの回答》

「同様の問い合わせがたくさんある。同じように回答しているが、ここでは入力をサポートすることしか出来ず、認定が下りてしまったものは直せない。今変更認定申請を出すと、この内容でも価格は見直されてしまう。固定価格買取制度及びグリーン投資減税に関するお問い合わせ窓口へ問い合わせするように。」

《固定価格買取制度及びグリーン投資減税に関するお問い合わせ窓口からの回答》

「同様の内容で全国から多数の問い合わせを受けており、内部で対応を検討している。しかし、いつ、どのような対応になるかは分からない。価格変更を承知の上で変更認定申請をするか、対応を待ってもらうほか無い。」

《弊社の方針》

資源エネルギー庁で対応を検討している様子なので、今申請を出すと価格が見直されることは確実なため、対応が示されるのをもう少し待つしかないと考えています。そのため、開発中の案件の発電開始時期が見通せない状況となっており、困っています。

その他、問い合わせに対するJPEAのリアクションは、みなし認定移行手続き以外でも全体的に遅く、業務に支障をきたしております。指定された問い合わせ先電話番号への連絡がまったくつながらないため、やむを得ず代表電話番号からアクセスしてようやく回答を得るなどしました。

以上